令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱の一部改正に係る新旧対照表

改　正　後	現　行
令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱	令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱
（趣旨） 第１条　（略）	（趣旨） 第１条　（略）
（支援金の支給対象者等） 第２条　（略） (1)　（略） (2) 令和８年１月１日以前に神奈川県又は所管市町村の指定等を受けて、申請日時点で現に運営しているもの (3) 事業者の事業計画上、令和８年３月 31 日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であるもの	（支援金の支給対象者等） 第２条　（略） (1)（略） (2) 令和７年１月１日以前に神奈川県又は所管市町村の指定等を受けて、申請日時点で現に運営しているもの (3) 事業者の事業計画上、令和７年３月 31 日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であるもの
２　（略）	２　（略）
（支援金額） 第３条　（略）	（支援金額） 第３条　（略）
（支援金の申請） 第４条　支援金の支給を受けようとする者は、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）に係る支給申請書（第１号様式）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならな	（支援金の申請） 第４条　支援金の支給を受けようとする者は、令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）に係る支給申請書（第１号様式）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければな

い。
(1)～(2)　　(略)
(3)　申請に係る施設・事業所（令和６年度下半期分の本支援金の支給を受けたものを除く。次号において同じ。）の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
(4) 令和７年 10 月サービス提供分以降、申請に係る施設・事業所の直近の介護給付費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類
(5)　(略)
２～３　　(略)

（暴力団排除）
第５条　　(略)

（支援金の支給決定）
第６条　知事は、第４条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、支援金の支給決定をしたときは令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）支給決定通知書（第２号様式）により、支援金を支給しないと決定したときは、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）不支給決定通知書（第３号様式）により通知するものとする。
２　　(略)

第７条　　(略)

第８条　知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）支給決定取消通知書（第４号様式）により支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1)～(3)　　(略)

らない。
(1)～(2)　　(略)
(3)　申請に係る施設・事業所（令和６年度上半期分の本支援金の支給を受けたものを除く。次号において同じ。）の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
(4) 令和６年 10 月サービス提供分以降、申請に係る施設・事業所の直近の介護給付費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類
(5)　(略)
２～３　　(略)

（暴力団排除）
第５条（略）

（支援金の支給決定）
第６条　知事は、第４条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、支援金の支給決定をしたときは令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）支給決定通知書（第２号様式）により、支援金を支給しないと決定したときは、令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）不支給決定通知書（第３号様式）により通知するものとする。
２　　(略)

第７条　　(略)

第８条　知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）支給決定取消通知書（第４号様式）により支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1)～(3)　　(略)

第９条～第 12 条　（略）

附　則
　この要綱は、令和４年 11 月 25 日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和５年６月 27 日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和５年 12 月 18 日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和６年７月９日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和７年２月 12 日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和７年 12 月 19 日から施行する。

別表

区分	事業所・施設種別	支給単価
1	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	１事業所当たり 30,000 円
2	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	１事業所当たり 80,000 円
3	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護	１事業所当たり 50,000 円
4	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	令和８年１月１日時点における定員１人当たり 15,000 円
5	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る）	

第９条～第 12 条　（略）

附　則
　この要綱は、令和４年 11 月 25 日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和５年６月 27 日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和５年 12 月 18 日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和６年７月９日から施行する。
附　則
　この要綱は、令和７年２月 12 日から施行する。

別表

区分	事業所・施設種別	支給単価
1	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	１事業所当たり 50,000 円
2	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	１事業所当たり 130,000 円
3	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護	１事業所当たり 80,000 円
4	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	令和７年１月１日時点における定員１人当たり 22,000 円
5	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る）	

備考 １～３　略 ４　介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次の各号のいずれかに該当するものに限り支給の対象とする。 (1) 令和6年１月から令和6年12月までの間における介護報酬受領額が100万円を超えるもの (2) 令和7年１月サービス提供分を含む直近12か月における介護報酬受領額が100万円を超えるもの (3) 申請日において、開設後の営業月数が12か月に満たない保険医療機関にあっては、令和6年１月以降に受領した介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに12を乗じて得た額が100万円を超えるもの ５　高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。	備考 １～３　略 ４　介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次の各号のいずれかに該当するものに限り支給の対象とする。 (1) 令和5年１月から令和5年12月までの間における介護報酬受領額が100万円を超えるもの (2) 令和6年１月サービス提供分を含む直近12か月における介護報酬受領額が100万円を超えるもの (3) 申請日において、開設後の営業月数が12か月に満たない保険医療機関にあっては、令和5年１月以降に受領した介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに12を乗じて得た額が100万円を超えるもの ５　高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。

第１号様式

令和　年　月　日

神奈川県知事　殿

（法人等の住所）
（法人等の名称）
（代表者職名・氏名）

令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）に係る支給申請書

令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱第４条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）の支給を申請します。なお、その支給を受けるにあたっては、令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱を遵守します。

申請額　　円

１　本支援金の申請に当たって、次の事項を誓約します。
(1) 事業所・施設別申請額一覧に記載した高齢者施設等（以下「申請施設等」という。）は、現に運営しており、令和８年３月 31 日までの間、事業の廃止又は事業の休止をせず、運営を継続する予定です。
(2) 支援金の支給を受けた場合、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めます。
(3) 代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者はおりません。
(4) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。
２　なお、申請後に、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

（添付書類）
１　事業所・施設別申請額一覧（別添１）
２　役員等氏名一覧表（別添２）
３　申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
４　令和７年 10 月サービス提供分以降、直近の介護給付費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類
ただし、令和６年度下半期分の本支援金を受給している申請施設等については、３及び４の書類の添付は不要

申請法人住所		〒
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

第１号様式

令和　年　月　日

神奈川県知事　殿

（法人等の住所）
（法人等の名称）
（代表者職名・氏名）

令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）に係る支給申請書

令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱第４条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）の支給を申請します。なお、その支給を受けるにあたっては、令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱を遵守します。

申請額　　円

１　本支援金の申請に当たって、次の事項を誓約します。
(1) 事業所・施設別申請額一覧に記載した高齢者施設等（以下「申請施設等」という。）は、現に運営しており、令和７年３月 31 日までの間、事業の廃止又は事業の休止をせず、運営を継続する予定です。
(2) 支援金の支給を受けた場合、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めます。
(3) 代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者はおりません。
(4) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。
２　なお、申請後に、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

（添付書類）
１　事業所・施設別申請額一覧（別添１）
２　役員等氏名一覧表（別添２）
３　申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
４　令和６年 10 月サービス提供分以降、直近の介護給付費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類
ただし、令和６年度上半期分の本支援金を受給している申請施設等については、３及び４の書類の添付は不要

申請法人住所		〒
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

（第１号様式別添１）事業所・施設別申請額一覧（サービス別一覧）

No.	介護保険事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	定員	電話番号	郵便番号	住所	事業の開始日	申請日時点での事業実施状況	令和7年度中の運営状況	本支援金受給実績の有無	当該事業者・施設に係る支給申請額（千円）
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												

口座振込申出書（略）
第１号様式別添２（略）

（第１号様式別添１）事業所・施設別申請額一覧（サービス別一覧）

No.	介護保険事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	定員	電話番号	郵便番号	住所	事業の開始日	申請日時点での事業実施状況	令和6年度中の運営状況	本支援金受給実績の有無	当該事業者・施設に係る支給申請額（千円）
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												

口座振込申出書（略）
第１号様式別添２（略）

第２号様式

高福第　号
令和　年　月　日

令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）支給決定通知書

様

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

付けで申請のありました令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）の支給については、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）の規定により次のとおり決定したので、通知します。

１　支給金額　　円
２　支給条件
(1) この支援金の対象となる事業は、　　付けで申請のあった高齢者施設等における事業とします。
(2) 次の場合、この支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
　また、取り消した部分に係る支援金を返還させ、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
ア 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
イ 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
ウ その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合
(3) この支援金は、支給決定通知後、速やかに支給するものとします。
(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支給金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければなりません。
　また、支給事業者が保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
(5) 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
(6) この支援金の支給の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この支給決定通知書を受理した日から 10 日を経過した日までに申請の取り下げをすることができます。

問合せ先
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
物価高騰支援金担当
電話　(045)

第２号様式

高福第　号
令和　年　月　日

令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）支給決定通知書

様

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

付けで申請のありました令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）の支給については、令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）の規定により次のとおり決定したので、通知します。

１　支給金額　　円
２　支給条件
(1) この支援金の対象となる事業は、　　付けで申請のあった高齢者施設等における事業とします。
(2) 次の場合、この支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
　また、取り消した部分に係る支援金を返還させ、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
ア 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
イ 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
ウ その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合
(3) この支援金は、支給決定通知後、速やかに支給するものとします。
(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支給金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければなりません。
　また、支給事業者が保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
(5) 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
(6) この支援金の支給の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この支給決定通知書を受理した日から 10 日を経過した日までに申請の取り下げをすることができます。

問合せ先
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
物価高騰支援金担当
電話　(045)

第３号様式

高福　第　号
年　月　日

令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）不支給決定通知書

様

神奈川県知事

申請のありました、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）については、不支給とすることを決定したので通知します。

１　不支給の理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第３号様式

高福　第　号
年　月　日

令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）不支給決定通知書

様

神奈川県知事

申請のありました、令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）については、不支給とすることを決定したので通知します。

１　不支給の理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第４号様式

高福　第　号
年　月　日

令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）支給決定取消通知書

様

神奈川県知事

年　月　日　高福　第　号で支給決定しました令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（削除）につきまして、支給決定を取り消しましたので通知します。

１　支給決定取消理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第４号様式

高福　第　号
年　月　日

令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）支給決定取消通知書

様

神奈川県知事

年　月　日　高福　第　号で支給決定しました令和６年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（下半期分）につきまして、支給決定を取り消しましたので通知します。

１　支給決定取消理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。